

食品営業許可制度が変わります

平成30年に食品衛生法が改正され、令和2年6月のHACCPに沿った衛生管理の制度化に続いて、営業許可制度の見直しなどにより、**令和3年6月1日から新たな手続が必要になる場合があります。**

主な変更点はこちらです！

1 営業許可業種の見直し

- ◆ 食中毒等のリスクなどを踏まえ、業種が変わりました。
- ◆ これまで県細則で営業報告の対象であった漬物製造業、液卵製造業、小分け業、水産製品製造業などは**令和3年6月1日以降に営業許可の申請手続が必要です！**
→ **詳細は裏面をご覧ください。**
- ◆ 簡易営業は営業形態により、“臨時営業（簡易営業とほぼ同じ業態）”または“固定店舗”の飲食店営業に変わります。→ **詳細は裏面をご覧ください。**
- ◆ 営業許可施設の施設基準が改正され、令和3年6月1日から施行されます。

2 営業届出制度の創設

- ◆ **営業届出制度が創設され、法に基づく届出が必要となる場合があります！**
現在県細則に基づき営業報告や給食施設報告を行った事業者も届出が必要です。
→ **詳細は裏面をご覧ください。**
- ◆ 現行の許可業種のうち、乳類販売業、氷雪販売業、魚介類販売業（包装魚介類）、食肉販売業（包装食肉）等は届出対象に移行※します。
※既存の営業許可施設については新たに届出いただく必要はありません。
- ◆ 許可とは異なり、施設基準、手数料、更新の必要もありません。

3 食品衛生責任者の設置対象施設の拡大

- ◆ これまで報告が不要だった給食施設も含め、原則として、許可や届出の対象となる全ての施設が食品衛生責任者を設置し、申請又は届出時に食品衛生責任者の報告が必要となります。
- ◆ 食品衛生責任者の要件は、調理師・製菓衛生師・栄養士等、知事が指定する団体が実施する食品衛生責任者養成講習会を受講した者などです。



沖縄県

お問い合わせ・相談は最寄りの保健所まで

北部保健所生活環境班	0980-52-2636
中部保健所生活衛生班	098-938-9787
南部保健所生活衛生班	098-889-6799
宮古保健所生活環境班	0980-72-3501
八重山保健所生活環境班	0980-82-3243

営業許可・届出の業種区分の主な変更点は、次のとおりです。

従来の食品衛生法・県細則の業種区分		改正食品衛生法の業種区分	
		許可	届出
食品衛生法に基づく許可	喫茶店営業、あん類製造業 みそ製造業、しょうゆ製造業 魚肉ねり製品製造業 乳酸菌飲料製造業 マーガリン又はショートニング製造業 ソース類製造業（一部） 缶詰又は瓶詰食品製造業（一部） 食品の冷凍又は冷蔵業（保管業除く） 飲食店・喫茶店営業などの簡易営業	業種区分が変わりますので、次回申請時には新たな業種で営業許可の申請が必要です。 現在の許可期限までは、そのまま営業可能です。	許可業種から届出業種へ自動的に移行されます。 届出手続は不要です。
	乳類販売業、冰雪販売業 食肉販売業（包装食肉販売のみ） 魚介類販売業（包装魚介類販売のみ） 食品の冷凍又は冷蔵業（保管業のみ） 缶詰又は瓶詰食品製造業（一部） ソース類製造業（一部）	容易に撤去することができる施設を設置し、 臨時の営業 を行う場合は「臨時営業」となります。 恒常的な営業 を行う場合は「固定店舗の営業」となります。	
	《上記以外の許可業種》 飲食店営業 菓子製造業 アイスクリーム類製造業 食肉販売業（包装食肉販売除く） 魚介類販売業（包装魚介類販売除く） めん類製造業 等	業種区分の変更はありませんが、次回申請時には新規の営業許可の申請となります。	
県細則に基づく営業報告	漬物製造業（食料品製造業のうち） 液卵の製造 食品を小分けする営業 密封包装食品を製造する営業 魚の開きや明太子などの水産加工品の製造 等	※① 新たに許可業種に変更されますので、営業許可の申請が必要です。	※② 新たに営業の届出が必要です。
	《上記以外の営業報告業種》 生菓子販売業 アイスクリーム類販売業（食料品製造業のうち） カット野菜・カットフルーツ 珈琲豆の焙煎 等		
給食施設報告	直営の給食施設で1回の提供数が20食以上の施設	※③ 委託会社にて新たに営業許可の申請が必要です。	
	医療機関にて調理を外部委託している施設		

いつまでに
 手続が必要？

- ※① 新業種の対象となる営業者のうち、現に営業を営んでいる方は**令和6年5月31日まで**に許可を取得してください。（3年の経過措置）
 令和3年6月1日以降に開業される方は、開業までに許可を取得してください。
- ※② 営業届出の対象となる営業者のうち、現に営業を営んでいる方は**令和3年11月30日まで**に営業届出をしてください。（6ヶ月の経過措置）
 令和3年6月1日以降に開業される方は、開業時に届出をしてください。
- ※③ これまで集団給食施設として扱われていた病院給食受託者は**令和3年5月31日まで**に許可を取得してください。